

転居等をされた方へ

☆転居・世帯主変更等に伴う手続はもうお済みですか？

転居・世帯主変更等に伴い、色々な手続が必要となります。主な手続を列記しましたので、**世帯全員の個人番号カード（パスワード必要）**を持参のうえ該当する手続を行ってください。

対象となる方	手続き方法	担当課係名	対象
個人番号カード	個人番号カードを持参してください。裏面に新住所を記載します。	総合窓口課 窓口班 (23-1128)	転居
個人番号通知カード	通知カードは、 令和2年5月25日に廃止 となりました。今後は、マイナンバーを証明する書類として使用できません。必要な場合はマイナンバー入りの住民票等又はマイナンバーカードを請求（申請）して頂くこととなります。		
住民基本台帳カード	住基カードを持参してください。裏面に新住所を記載します。（平成27年12月で発行を終了しましたが、有効期限まで使用することができます。）		
電子証明	電子証明書は住所や氏名変更等により失効しますので、必要に応じて再申請をして下さい。平成28年1月以降の更新・新規申請は個人番号カードで行います。		
国民年金の被保険者・受給者	年金手帳（被保険者）・年金証書（受給者）を持参して下さい。	年金担当 (23-1226)	転居 世帯主変更
国民健康保険の加入者	・国保被保険者証を持参してください。 ・世帯主変更が伴う場合等については、国保料を納付いただく方が変わりますのでご注意ください。	保険管理班 (23-1130) (23-1143)	
後期高齢者医療の被保険者	後期高齢者医療被保険者証を持参してください。		
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害福祉サービス及び自立支援医療受給者証の所持者	各種手帳・受給者証を持参してください。	地域福祉課 障害者支援班 (23-1243)	転居
福祉医療の受給者（重度心身障害者）	受給者証を持参してください。		転居
介護保険の該当者	介護保険証を持参してください。	高齢福祉課 介護支援班 (23-1158)	転居
児童手当等の受給者	住所変更の手続を担当窓口で行ってください。	子育て支援課 (23-1156)	転居
（特別）児童扶養手当の受給者	（特別）児童扶養手当証書を持参のうえ住所変更の手続を担当窓口で行ってください。		
福祉医療の受給者（重度心身障害者を除く）	受給者証を持参してください。		転居

裏面もご覧ください

水道・下水道を使用する方	水道・下水道の休止・開始手続きを行ってください。 井戸水を使用する場合、世帯人数による認定水量により下水道使用料を決めていますので、手続きを行ってください。	上下水道局 (23-1169) (23-1190)	転居
ケーブルテレビ加入者	機器の設置場所を変更しなければならない場合は、申し出てください。 加入者名が変わる場合は名義変更の手続きをしてください。	ケーブルテレビ 放送センター (23-1541)	転居 世帯主変更
小中学校の児童・生徒	校区変更を伴う場合は、転居手続きの際窓口で申出ください。 その後転入される学校で手続きをしてください。 校区変更を伴わない場合は、学校へ転居したことを知らせてください。	教育委員会 学校教育班 (23-1263)	転居
市営住宅に転居する方 市営住宅から転居する方	住所変更の手続きを担当窓口で行ってください。	建築住宅課 住宅班 (23-1186)	転居
犬を飼われている方	住所変更の手続きを担当窓口で行ってください。	生活環境課 環境衛生班 (23-1134)	転居

※注意 印鑑（みとめ印）を必ず持参してください。

お願い

このたび異動されたことにより、あなたのご家族に市の広報やお知らせなどが配布・回覧されることとなります。お忙しいところ恐縮でございますが、自治会長さんにご連絡くださいますようお願いいたします。
連絡は、電話やメモ(留守のときなど)等でも結構ですので、よろしくお願いいたします。(なお、転出等の際も、あわせてお願いします)

行政区 (自治会名)	自治会長氏名	自治会長の連絡先

ご質問があれば、お電話でお問い合わせください。

長門市役所 本庁（代）０８３７－２２－２１１１